

News Letter

2019年 9月号

Written by 弁護士法人大賀綜合法律事務所 宇部オフィス COO 弘藤智基

今回の テーマ

NHKと受信契約をしなければならないのか

最近、「NHKから国民を守る党」に関する話題が世間をにぎわせておりますので、今回のニュースレターでは、NHKに関する裁判をかいつまんでお伝えします。



1 問題点

契約は申込者の申し込みの意思表示と相手方の承諾の意思表示の合致があってはじめて成立します。つまり、契約の両当事者が内容を理解し、納得してはじめて契約成立となるわけです(至極当たり前のことですよね)。

しかし、NHKの受信契約については、放送法という法律に「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」(64条)との規定があります。そのため、当事者が納得しない場合でもテレビを設置しさえすれば、NHK受信契約をしなければならないのかというのが大きな問題になっているのです。

2 裁判所の見解

この点、裁判所は、受信契約の成立時期に関して、「NHKからの受信契約の申し込みに対し

て受信設備設置者が承諾をしない場合には、 NHKがその者に対して承諾の意思表示を命ずる 判決を求め、その判決の確定によって受信契約 が成立する」と述べます。何やら難しいことを 言っていますが、NHKの訪問員が受信契約の締 結を求めて、あなたの自宅に来た場合を例に見 てみましょう。裁判例によると、これを受けた あなたは納得もしないのに即座にNHKとの受信 契約をしなければならないのかいうと、そこま での義務はないということになります(訪問員 を、その説明に納得できないなどと言って追い 返すことはできるといっていいでしょう)。し かし、NHKがあなたとの受信契約の締結を求め て、裁判を起こし、裁判所から受信契約の締結 をすべきであるとの判決が出れば、その時点で あなたとNHKの間で否応なしに受信契約が成立 することになります(その場合、判決時期に関 わらず、テレビを設置した月に遡って受信料を 支払わなければなりません)。

3 まとめ

結局のところ、裁判所からの命令があれば、 NHKとの受信契約の締結が強制されるのであり、NHKとの受信契約の締結は義務付けられているといえます。

NHKに対する見方は様々あろうかと思いますが、トラブルを起こさないという観点のみからすれば、現時点ではNHKとの受信契約は締結しておいた方が安心かもしれません。